

製品起因による事故ではないと判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1				該当なし	

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202300161 令和5年4月26日(埼玉県) 令和5年5月29日	電子レンジ	(火災) 施設で当該製品を使用 中、異臭がしたため確認 すると、当該製品の庫内 の食品を焼損する火災が 発生していた。	●当該製品の輸入事業者は、当該製品から発煙した事故が発生したとの連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	
2	A202300736 令和5年10月24日(神奈川県) 令和5年11月24日	換気扇	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	●当該製品について調査の結果、当該案件の報告者が輸入した製品でないことが判明したことから、報告義務者ではないと判断した。	
3	A202300957 令和6年1月20日(東京都) 令和6年1月30日	リチウム電池内蔵充電器	(火災) 遊技施設で当該製品で携 帯電話機(スマートフォン) を充電中、当該製品から 発煙する火災が発生し た。	●当該製品の輸入事業者は、当該製品から発煙した事故が発生したとの連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	